

委員会規約

平成	4年	5月14日	一部改正
平成	6年	3月16日	一部改正
平成	8年	2月8日	一部改正
平成	9年	2月27日	一部改正
平成	10年	2月26日	一部改正
平成	12年	2月28日	一部改正
平成	14年	1月22日	一部改正
平成	16年	2月27日	一部改正
平成	18年	2月25日	一部改正
平成	20年	2月25日	一部改正
平成	22年	2月27日	一部改正
平成	24年	2月7日	一部改正
平成	25年	5月15日	一部改正
平成	28年	5月24日	一部改正
平成	30年	5月29日	一部改正
令和	2年	5月22日	一部改正

(目的)

第1条 定款49条の規定により、本組合に設置する委員会の組織及び運営は、本規約の定めるところによる。

(名称)

第2条 委員会の組織及び名称は、次のとおりとする。

- (1) ビジネス活性委員会
- (2) N-L i n k委員会
- (3) 賑わい活性化委員会
- (4) 人財創造委員会

(事業)

第3条 各委員会は、次の事業を行う。

- (1) 情報及び意見の交換
- (2) 調査及び研究
- (3) 組合が行う事業に対する協力
- (4) 組合運営等に対する要望並びに助言
- (5) 前各号の他委員会の目的達成のために必要な事業

(委員長、副委員長及び書記)

第4条 委員会に委員長1人、副委員長2人以内、幹事1人を置く。

- 2 委員長、副委員長及び書記は、委員のうちから互選とする。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはあらかじめ定めた順位に従い、前項の職務を代理する。
- 5 幹事は、会議録を徴する。

(委員会の招集)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員は必要があると認めるときは、何時でも委員長に対し委員会を招集することを求めることができる。

(意見具申)

第6条 委員会は、必要に応じ理事長に対し意見を具申することができる。

2 理事長に対する意見具申は、書面をもって行うものとする。

(会計)

第7条 委員会はその行う事業の費用に充てるため、会費を徴収することができる。

2 前項の会費の額、その徴収の時期及びその方法その他必要な事項は、委員会において定める。

(その他)

第8条 この規約に定めない事項であつて緊急かつ必要な事項は、理事会が決定する。

附 則

この規約は、平成3年6月3日から施行する。